

船北だより

千葉県立船橋北高等学校
平成29年2月1日（水）

交通事故防止に向けてのお願い

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成29年4月1日から、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。自転車は、子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨を御理解の上、以下の資料を参考に、御家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

(学校の実態に即して資料を添付してください。)

自転車条例のポイント

平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(自転車条例)が施行されます。

- ルールとマナー**
 - 道路交通法を守りましょう
 - スマホや傘差しなど危険な「ながら運転」はやめましょう
 - 夕方からライトを点灯しましょう
 - 歩行者に配慮しましょう
- ヘルメット着用**
 - 子ども(高校生まで)と高齢者はヘルメットをかぶりましょう
- 点検・整備**
 - タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの点検をしましょう
- 反射器材**
 - 自転車の側面にも反射器材をつけましょう
- 自転車保険**
 - 万一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう
 - まずは、加入している保険の内容を確認しましょう

交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



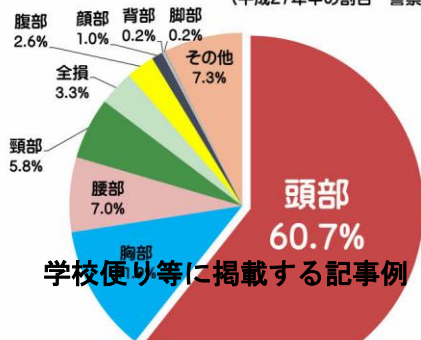
「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等*が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

*児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車事故による損傷部位別死者数の割合

(平成27年中の割合 警察庁交通局統計による)



平成27年中の全国での自転車事故死者数572人のうち、頭部損傷による死者数は347人に及びます。



乗車用ヘルメットの有効性

自転車の死亡事故で、頭部損傷が約6割を占めます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
- 着用で死亡率が約4分の1に低減するという報告があります。(公益財団法人交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートNO.97」(平成24年11月発行)による。)

被害軽減に有効です!

別添 2

○自転車保険等の確認をお願いします

千葉県では、平成29年4月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、関係者にそれぞれの役割が求められることとなりました（掲載資料参照）。特に、保護者は、子どもが自転車を利用する際の損害賠償責任保険の加入やヘルメットの着用に努めなければならないとされています。保護者の皆様におかれましては、条例に則り、特に以下の3点について、御対応くださいますようお願いいたします。

- 1 交通安全、交通ルールやマナーなど普段からお子さんと話し合うようにしましょう。
- 2 お子さんと一緒に自転車の整備点検を行いましょ。
- 3 保険の加入について御家庭で確認し、保険の加入に努めましょ。

○自転車条例が制定されました

千葉県では、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、平成29年4月1日から施行されます。

本校といたしましても、引き続き、自転車の安全で適正な利用を含めた交通安全教育の充実に取り組んでまいります。掲載した資料にあるように、条例では、自転車利用者の自転車保険への加入やヘルメット着用について、保護者の努力義務が定められております。県内でも自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生していることから、条例の趣旨をご理解のうえ、お子様が守られた状態を整えていただきますようお願いいたします。

○千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

千葉県では、平成28年4月1日から標記自転車条例が施行されます。この条例では、自転車交通安全教育の推進とともに、自転車利用者の自転車保険への加入やヘルメットの着用について、特に児童生徒の場合は、その保護者への努力義務が定められました。

保護者の皆様におかれましては、全国的には高額な賠償事例もあり、保険の加入の有無や内容について確認し、お子様が保険によって守られた状態を整えていただくとともに、（本校では、全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償制度に団体加入しており、対人・対物とも賠償保険によって一定の守られた状態を整えておりますが、）以下の資料を参考に、自転車の安全利用について、御家庭でも十分指導して戴きますようお願いいたします。